

平成25年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
諮問 第4号	公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて	棄却することが 適当 (全員一致)	5月23日
諮問 第5号	公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて	棄却することが 適当 (全員一致)	
議案第70号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月6日
議案第71号	宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第72号	宝塚市子ども審議会条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第82号	公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
請願第22号	豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願	採択 (全員一致)	
請願第23号	年金2.5%の削減中止を求める請願	不採択 (賛成少数)	

審査の状況

- ① 平成25年 5月16日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
 - ・欠席委員 村上 正明
- ② 平成25年 5月23日 (議案審査及び委員会報告書協議)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
 - ・欠席委員 村上 正明
- ③ 平成25年6月3日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明
- ④ 平成25年6月6日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明
- ⑤ 平成25年6月20日 (委員会報告書協議)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

諮問第4号 公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて
諮問第5号 公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて

議案の概要

(諮問第4号)

宝塚市立長尾小学校第一地域児童育成会又は宝塚市立長尾小学校第二地域児童育成会への入所について、異議申立人に対して待機順位を示して入所待機の処分を行ったところ、現行の審査基準においては児童の保護者の勤務終了時間に重きが置かれ、通勤時間が補充的な要素として扱われているが、育成会の制度趣旨に鑑み、勤務終了時間と通勤時間に差異を設けず、児童の保護者が実際に帰宅することができる時間を考慮して入所の可否を審査し決定すべきとし、審査基準の見直しと再審査を求めて異議申立てがなされたので、当該異議申立てに対する決定を行うに当たり、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき、議会に諮問するもの。

(諮問第5号)

宝塚市立長尾小学校第一地域児童育成会又は宝塚市立長尾小学校第二地域児童育成会への入所について、異議申立人に対して待機順位を示して入所待機の処分を行ったところ、現行の審査基準においては児童の保護者の勤務日数及び勤務時間数に重きが置かれ、勤務する曜日による差異が設けられていないが、育成会の制度趣旨に鑑み、勤務日数より民間施設で児童の受入れが行われていない曜日に勤務している実態に重きを置き、民間施設における児童の受入体制を考慮して入所の可否を審査し決定すべきとし、審査基準の見直しと再審査を求めて異議申立てがなされたので、当該異議申立てに対する決定を行うに当たり、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき、議会に諮問するもの。

(諮問第4号及び諮問第5号の異議申立ての趣旨)

本件の処分を取り消し、審査基準を見直した上で再審査を行い、入所決定処分を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 地域児童育成会入所申請審査において、平成22年度から保護者の勤務時間に通勤時間を一定考慮することに変更したのはなぜか。

答1 平成21年度に保護者からの要望を受け、検討の結果、平成22年度から勤務時間にかかる指数点の見直しを行った。

自由討議	
委員A	市が行った2件の処分は、現行の審査基準に基づいて市が判断したもの。 地域児童育成会入所の審査基準のあり方や待機児童対策については課題があるものの、2件の市の処分は妥当と考える。
討 論	なし
審 査 結 果	諮問第4号 棄却することが適当（全員一致） 諮問第5号 棄却することが適当（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第70号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>改正の内容は、東日本大震災の関係で、居住用資産に係る譲渡所得の課税の特例に関し、所有者に加え、新たに相続人がこの特例を受けることができるようにするもの。</p>
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 これまでにも、土地所有者で市内に対象者はいたのか。</p> <p>答1 現行の制度で、対象世帯はない。なお、総合防災課が把握している東日本大震災の被災者のうち、現在国保加入世帯は7世帯である。</p> <p>問2 今後、本市に避難されている被災者へどうやって制度の拡充を通知していくのか。</p> <p>答2 総合防災課を通じ、被災者全体に周知していきたい。</p> <p>問3 譲渡損失の損益通算や繰越控除をされたら、翌々年の国民健康保険税は安くなるのか。</p> <p>答3 損益通算や繰越控除をされたら、対象となる所得が下がることで結果的に国民健康保険税も下がることになる。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第71号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市立山手台小学校地域児童育成会の入所児童数が国の放課後児童クラブガイドラインに沿って70人以下となるよう当該地域児童育成会を二分割するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 市立山手台小学校地域児童育成会の課題について

<質疑の概要>

問1 地域児童育成会室は、他の児童の授業に影響しないよう本来は校舎の端や別棟に設置されるが、山手台小学校は校舎の中央にあり、普通教室には含まれている。増築時にそうした配慮はなかったのか。

答1 山手台小学校は、夜間出入口が校舎中央部とつながる給食棟右側にあり、インターホンも設置されている。延長保育の際、保護者のお迎えに対応できるよう、地域児童育成会室を夜間出入口に近い場所に設置した。

問2 1年生は授業が早い時間に終わって地域児童育成会室へ行くが、同じ時間、他の学年はまだ授業をしている。学校の児童にとっては授業が大事であるし、地域児童育成会にとっては生活の安らぎの場であることが必要である。このように地域児童育成会室が普通教室には含まれていると、どちらの児童も場所的に落ち着かないのではないのか。

答2 今のところ、学校から苦情は聞いていないが、学校と早急に意見交換をしていきたい。ただ、校舎の端に移設するとなれば、水回りや電話、非常ベル、警察ホットラインなど、移設の経費や相当な工事期間を要するなど課題があるので、費用対効果を踏まえ検討していきたい。

問3 山手台小学校は小規模校でスタートし、オープンスペースを大きくとったつくりになっている。しかし、周辺の住宅開発に伴い、今後さらなる児童の増加が予想されている。教室の余裕はあるのか。

答3 現在、空きは7教室あり、多目的室等として使用している。今後、平成30年に児童数ピークを予想しており、その時点では普通教室の不足が見込まれるため、今の地域児童育成会室も普通教室として使用しなければならないと思われる。

問4 地域児童育成会室は校庭に面したところに設置されるものではなかったか。また、過去に他校で給食車両と児童との接触事故があった。車両が出入りする給食室の近くに地域児童育成会室を設置しているが、安全性に配慮されているのか。

答 4 児童が登下校に利用するのは正門と東門であって、西門を利用する給食車両と児童が交錯する心配はない。また、夜間の保護者のお迎えについても、給食車両の出入りする時間帯とは異なるため、交錯することはない。

問 5 地域児童育成会室に隣接する教室はどうなっているのか。

答 5 地域児童育成会室のとなりは、片方はワークスペース、もう一方は教材室をはさんで5年生の教室となっている。

問 6 山手台小学校の地域児童育成会の定員は増えているのに、地域児童育成会室のスペースは小さくなっていないか。

答 6 以前は教室とワークスペースで60人定員であったものが、今回は2教室で定員が80人となっているので小さくなってはいない。

論 点 2 市内全域の地域児童育成会の今後について

<質疑の概要>

問 1 地域児童育成会を2クラスに分けた時の職員数はどうなるのか。教室は完全に分かれているのか。また、クラス分けの基準は。学びや遊びは完全に分かれるのか。

答 1 職員数は、児童数が70人以下のときは指導員2人と補助員2人だったが、児童数が70人を超過する場合は指導員3人と補助員2人としている。部屋の形態は各地域児童育成会によって異なるが、学校の教室を使って分かれているところや、学校敷地内にある別棟の地域児童育成会室をパーティションで仕切って分けているところがある。クラス分けは現場の指導員が学年のバランスや兄弟関係等を考慮した案を作り、それを受けて青少年課が決定している。地域児童育成会の活動は第1と第2で基本的には独立しているが、季節ごとの行事や校庭で遊ぶときは一緒である。

問 2 宝塚市の地域児童育成会室の部屋の広さは、国のガイドラインに従って児童1人あたり1.65㎡をクリアできているか。

答 2 1.65㎡を切っているところは8カ所あるが、おおむね広さは確保できている。

問 3 子ども・子育て支援制度では、放課後児童クラブの対象児童を小学校6年生まで拡大することだが、本市ではどうなるのか。

答 3 今後、支援事業計画を策定するにあたって保護者のニーズ調査などを行い、運営主体も含めて検討していく。

問4 地域間格差もあることであるし、今後宝塚市の地域児童育成会は施設面でも、人員面でも、2クラス・80人定員から増やすことはないのか。

答4 定員80人を超えるときは、民間やボランティアの力も活用し、保育所公募のときに学童保育併設することを条件に誘致するなど、様々な形で対応していく。

自由討議 なし

論 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第72号 宝塚市子ども審議会条例の制定について

議案の概要

子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、宝塚市子ども審議会において、子ども・子育て支援事業計画の策定等に係る事項を所掌することとし、同審議会を子ども・子育て支援法を設置根拠とする附属機関に位置付けるため、新たに条例を制定しようとするもの。

論 点 委員構成について

<質疑の概要>

問1 株式会社が参入する横浜方式の積極的導入を首相自ら公言するなど、待機児童ゼロを目指す国の方針と、保育の質を守ろうとする宝塚市の保育方針とは矛盾している。今後の市の方針はどうなるのか。

答1 横浜市も株式会社など民間の企業の参入により待機児童ゼロを実現させているが、民間企業導入に対する評価はまだ定まっていない。審議会では、国の考え方を委員の中で共通理解をしていただくことが大前提であるが、今まで市が大事にしてきた保育の質の確保という観点も、委員に十分説明をしながら進めていきたい。

問2 審議会の委員構成であるが、委員は実際にそれぞれの立場に沿った役割を果たしているといえるか。

答2 たとえば経済団体(事業主)ならばワークライフバランスを考えてなど、それぞれの観点でご意見をいただいている。また、市が持っている情報の提供も積極的に行っていくべきとのご意見もある。

問3 委員構成の中には労働者団体や児童館、障がい者団体などの関係者が入っていないのはなぜか。

答3 審議会の中に子ども・子育て支援事業計画策定のため小委員会を設置し、臨時委員として各分野の方に参画をお願いしたいと考えている。

問4 広く意見を聞くのであれば、考慮すべきことが多い障がいのある子どもたちの意見を吸い上げる委員が必要。なぜ審議会の委員構成の中に障がい者団体の関係者が入らないのか。

答4 審議会は、市の審議会等の運営に関する指針により20人以下とする制限があり、あまり広く選出区分を設定できない。しかし、障がい者側の意見も重要であり、小委員会やヒアリングなどの機会を通じて対応していきたい。

問5 子ども・子育て支援事業計画に関して、国や県の動向はどうなっているのか。
また、市は参酌基準に合わせるのか。

答5 参酌基準は現在、国で審議中でまだ示されていない。参酌基準を十分に参照すれば、合理的な理由があるものについては異なる定めをすることも可能なので、十分に検討していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第82号 公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について

議案の概要

宝塚市立売布北グラウンドの供用を開始するにあたり、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間における当該施設の指定管理者として、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社を指定しようとするもの。

論 点 非公募の理由と今後について

<質疑の概要>

問1 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社には余剰人員はないと思われるが、この市立売布北グラウンドの管理運営を新規に受託するにあたり、公社の人員は足りるのか。

答1 市立売布北グラウンドの現場では、施設管理面で委託業者1名、施設の受付事務等の業務で公社職員1名の計2名の常駐を予定している。人員の対応は可能。

問2 今回の指定管理候補者は非公募で選定しているが、管理期間終了後の平成26年4月1日以降の指定管理候補者を選定する際はどのようにするのか。

答2 今回の選定では、平成25年度中に供用開始するため、緊急に指定管理者を決定する必要があるとして非公募とし、現在、宝塚市立スポーツセンターをはじめとする市立スポーツ施設について管理・運営を行っていた同公社を指定管理候補者に選定した。

条例上は原則公募となっているが、今回の選定に向けては、これまで5年間の市立スポーツ施設での管理運営の実績や同公社の設立趣旨、公社職員の処遇、また市へ寄せられている市内スポーツ団体からの要望などを踏まえ、市の方針を決定したい。

問3 同公社は、選定委員会での審査において「安定した運営ができる財務状況であるか」という評価項目の評価が低い。公社としての改善に向けた方向性は。

答3 市として指導すべきところは指導していく。財政状況については施設の修繕費用で大幅な赤字を出した年度もあるが、これは、社団法人から公益財団法人へ移行する際、繰越金を出せなかったため、施設修繕費につぎ込んで繰越金を減額したという、公益財団法人としての性格上に起因するものであった。

問4 公募によって、公社と民間事業者を競争させることは妥当なのか。

答4 指定管理者制度は平成15年度から導入し、平成22年度に運用方針を決めた。

市として、規模の大きい施設では同公社と公益財団法人宝塚市文化財団を非公募

で指定管理者に選定している。今後、公募か非公募かについては、速やかに判断していきたい。

問5 評価項目のうち次の2項目については、両項目とも40点満点のうち37点となっている。本来は満点であるべきではないか。

「1(1) 関係法令等を遵守し、市民の平等な利用が確保されているか」

「1(2) 個人情報の保護・管理に関する対策は十分か」

答5 同公社のプレゼンテーションが弱かったのではないかと思われる。今後市立売布北グラウンドの管理・運営にあたっては、市としても厳しく指導したい。

問6 市立売布北グラウンドは障がい者も公平に使えるよう、整備されているのか。

評価項目には障がい者スポーツに対応できるかという項目もなく、選定委員会の構成員は障がい者が利用する場合の視点があるのか。

答6 全ての人が公平に利用できる施設かどうかという視点は、指定管理を行う以前の問題であり、選定委員会でも障がい者の視点は必要と考えている。

問7 選定委員会での同公社の評価点は800点満点のうち641点であった。評価としては、指定管理を任せられるが、特に優れているわけではないものとする。市のスポーツ振興において指定管理者が果たす役割は大きい。評価点としては、市民サービスの向上に重点を置くべきでは。

答7 平成26年4月1日以降の選定に向けては、公募についての様々な課題を整理・解決したうえですすめたい。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	可決(全員一致)
------	----------

平成25年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
請願第22号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める 請願	
議案の概要	
<p><請願の趣旨></p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育を保障し、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援していく必要があるとして、下記項目について求めるもの。</p> <p><請願の項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、財務省・総務省・文部科学省に対して「義務教育費国庫負担制度を堅持する意見書」を提出してください。 2 子どもと向き合う時間の確保をはかり、きめ細かい教育の実現のために、少人数学級の推進や、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保できるよう財源措置を講じてください。 	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、学校現場でどのような影響が出ているのか。
答1	児童の教材費で無料だったものが有料になったり、紙代の経費節減の関係で、学級ごとの学級通信の発行が制限されるなど学級運営にも支障が出ている。また、学校備品の購入費や学校の飼育動物の飼料代や獣医にかかる経費なども削減傾向となっている。
問2	全校に教員1人に1台、パソコンを導入した際の目的は、子どもたちと向き合う時間を確保するためだったが、導入後の現状はどうか。また、スクールニューディールについては効果があったのか。
答2	まだ、統一した校務支援ソフトの導入には至っていないが、パソコン導入による業務の効率化は進んでいる。早期に校務支援ソフトを導入し、子どもと向き合う時間の確保に努めたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 採択（全員一致）	

議案番号及び議案名

請願第23号 年金2.5%の削減中止を求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

今年10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立。物価スライド「特例水準の解消」を理由としているが、年金削減は、高齢者だけの問題ではなく、高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結する。

本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものであり、年金削減の手段とするのは本末転倒であるとし、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止する旨の意見書を国へ提出するよう、求めるもの。

<請願の項目>

- 1 2013年10月からの2.5%の年金削減を中止すること。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 具体的にどれくらい高齢者の収入が減額になるのか。

答1 例として夫婦2人暮らしで月額約25万円の年金を受給されている世帯(厚生年金加入の場合)では2.5%の年金削減となれば、2015年には合計で約7万円を超える減額になる。

問2 年金の2.5%削減は、国の社会保障・税一体改革の一環であり、他にもあわせて改正された法令もある。基礎年金の国負担割合2分の1維持や年金生活者支援給付金の支給などもあわせて出されているが、全体的な影響はどうか。

答2 給付の増と比較するとこの年金を2.5%削減する方が負担増となる。

問3 年金の2.5%削減の実施を中止すれば、あわせて改正された他の法令も影響を受ける。今回の年金削減は景気を良くするための国の政策であり、納税者全体の公平感を考えると削減中止は困難ではないか。

答3 社会保障全体のあり方にも関わってくるが、収入減は高齢者にとって深刻な問題。また、高齢者の大幅収入減は地域の経済にも大きな影響を与える。

問4 年金の2.5%削減による生活上でのマイナス影響は、物価の動向は下がっているのか。

答4 物価は相対的に上がっており、収入減による購買力の低下で内需が下がることが予想される。国民の収入を下げる政策は見直すべきである。

自由討議

委員A 請願の趣旨を否定するわけではない。ただ、年金の2.5%削減はデフレを脱却するための国の政策であり、年金生活者支援給付金の支給など、他の政策によってプラス面もある。年金の削減だけを中止とするには、国の社会保障・税一体改革の全体への影響が大きい。

委員B 所得の落ち込みはデフレスパイラルに拍車をかける。

討 論

(賛成討論)

討論1 年金の削減は、大変な生活を強いられている年金生活者にさらなる負担を増やすもの。また、障がい者手当や児童扶養手当などの引き下げにも影響が予想される。請願者の切実な願いに応えたい。

(反対討論)

討論2 日本全体として景気を上げるための政策である。国の社会保障・税一体改革を制度設計に沿ってしっかり進める必要がある。

審査結果 不採択 (賛成少数 賛成2人、反対6人)

